

第3編

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 計画の基本的な考え方

近年は、台風や集中豪雨による洪水、土砂災害等の被害が全国各地で発生している。こうした気象災害は、数々の被害をもたらすものであるが、事前の予防対策をとることで、被害をできるかぎり抑えることが可能である。この計画は、風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、事前実施すべき防災対策について定めるものであり、以下の方針を基本とするものである。

2 風水害対策の具体的方針

(1) 水害予防対策

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための連携体制を構築する。

ア 気象情報等の収集及び伝達

(ア) 気象情報の収集

市は、山形地方気象台から発表される気象予警報情報等を県防災情報収集ネットワークシステムやその他の手段により収集する。特に降雨等について詳細な情報を必要とする場合は、山形地方気象台から直接収集するものとする。

(イ) 気象情報の伝達

市は、住民に対する気象予警報情報等の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するものとする。

イ 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画を予め定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

ウ 自主防災体制の確立

地域において効果的な避難、救助等が出来るよう、地区等を母体とした自主防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、学校や病院等多数の人の利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしながら、自主防災体制の整備を図り、効果的な避難等が出来るよう防災責任者を定めるものとする。危険物施設についても同様とする。

エ 河川等の管理体制の強化

市は、国、県と連絡を密にして、市内を流れる最上川をはじめとする各河川の災害危険箇所等について定期的な巡視、点検を行い、河川管理体制の強化を図るものとする。

オ 水防用資機材の整備

市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持及び管理に努めるものとする。

カ ハザードマップの作成、提供

市は、河川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域や避難場所等の情報を示した洪水ハザードマップを作成し、市民に公表することにより、水害時における速やかな避難や水害に対する意識について啓発を図るものとする。この際、河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示し、住民に周知する。

(2) 土砂災害予防対策

ア 土砂災害警戒区域の指定

本市の区域内の土砂災害警戒区域は、資料編に掲載するものとする。市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに情報収集・伝達体制及び警戒避難体制に関する事項について定め、「長井市防災マップ」に掲載するとともに、防災講演・研修会等を積極的に行い地域住民に周知徹底を図るものとする。

イ 土砂災害予防体制の強化

(ア) 危険区域の周知

市は、地域防災計画に掲載した危険箇所について、住民及び要配慮者利用施設の管理者に公表し、周知徹底を図るものとする。

(イ) 危険区域のパトロール強化

a 指定されている危険箇所については、定期的なパトロールを行い、特に土砂災害が発生しやすい6月～9月期においては、防災関係機関とともにパトロールを実施するものとする。

b 長雨や集中豪雨等により災害発生の危険性が高いと判断される場合は、災害発生の予想される箇所の地区長等に気象情報を伝達し、被害防止の警戒と災害発生時の通報、避難体制の確立を要請し、随時防災関係機関や関係住民によりパトロールを実施するものとする。

ウ 土砂災害防止対策事業の推進

土砂災害から住民の生命を保護するため、関係制度の有効活用のもと、災害防止工事の推進を図るものとする。

(ア) 地すべり災害予防

- (イ) 土石流災害予防
- (ウ) 急傾斜地崩壊災害予防
- (エ) 山地災害予防

第2節 災害予防と減災対策への市民の取り組み

災害発生時には、行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでにはある程度の時間を要することになる。また、複合的な被害が同時に発生することも予測され、全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから市民は、「自らの身は自らで守る（自助）」という意識と「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、災害予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもとより、物的被害の軽減に努めるものとする。

1 日常における予防活動

市民は、日頃からあらゆる機会を通じて防災に関する知識を身につけるとともに、身の安全を確保する対策を行うよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

ア 防災教育・訓練等への参加

- (ア) 市の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- (イ) 日頃から、自分の住んでいる地域の土砂災害危険箇所等及び浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- (ウ) 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
- (エ) 次世代への災害被災経験の伝承
- (オ) 各家庭での事前対策及び風水害発生時の行動に関する話し合い
- (カ) 地区等による地域の防災に関する学習の推進
- (キ) 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

イ 自主防災組織の育成

- (ア) 地区等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進める
- (イ) 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習得

ウ 防災まちづくり

- (ア) 市民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する
- (イ) 災害につよい、防災まちづくりを実現するため、市民ひとりひとりがアイデアを出し合い実践するなど、自発的なまちづくりへの参加

(2) 自宅に対する取り組み

水深が50cmを超えるような状況の下で無理に避難所へ避難しようとする、遭難する危険性も高まる。そのような場合は、自宅の2階に避難する形で危険を回避する。なお、こうした避難をした場合は、浸水が早急に解消されない等により、半日程度その場にとどまることを想定し、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布など最低限の

備えをしておくものとする。また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等も実施しておくものとする。

(3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

ア 避難対策

- (ア) 災害時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- (イ) 災害時の家族・社員等の連絡方法の確認
- (ウ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池等）の準備
- (エ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備
(しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等)
- (オ) 警戒レベルを用いた避難情報等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の正しい意味の理解
- (カ) 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- (キ) 市と施設管理者と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

イ 食料・生活必需品の確保

- (ア) 家族の3日分(推奨1週間)程度の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- (イ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ウ) 高齢者、乳幼児、食物アレルギー者等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (エ) カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- (オ) 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保
- (カ) 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- (キ) その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

ウ 要配慮者への配慮

- (ア) 市・県・民生委員・地区等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援
- (イ) 市・県・民生委員・地区・地域の自主防災組織等と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識の向上

(4) 土砂災害及び河川災害に対する警戒

ア 土砂災害

- (ア) 平常時における土砂災害の前兆現象への注意
- (イ) 前兆現象を確認した場合は、直ちに市、県や警察署へ連絡する。
- (ウ) ハザードマップ等により、あらかじめ土砂災害警戒区域や過去の土砂災害発生箇所等及び避難路や避難場所について確認しておくものとする。

【土石流の前兆現象】

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合
- ・ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざり始めた場合
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合
- ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

【急傾斜地崩壊の前兆現象】

- ・ 斜面から新たに水が吹き始めた場合
- ・ 普段流れている湧水の量が急に変化し始めた場合
- ・ 斜面から小石がパラパラと落ち始めた場合
- ・ 斜面にひび割れが起きた場合
- ・ 樹木が揺れたり、倒れたりした場合
- ・ 地鳴りや山鳴りがする場合

イ 河川災害

- (ア) 平常時における堤防の漏水や亀裂などの前兆現象への注意
- (イ) 前兆現象を確認した場合は、直ちに市、県や警察署へ連絡する。
- (ウ) ハザードマップ等により、あらかじめ避難路や避難場所について確認する。

(5) 火災の予防

- ア 強風時における火の取扱いの注意
- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
- ウ カーテン、じゅうたん等における防災製品の使用
- エ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- オ 地区や市等が実施する消防訓練等への積極的参加

(6) 救急救助・医療救護への協力

ア 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時から
の地域や地区等における協力体制の強化

イ 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用して
いる薬や常備薬の準備

(7) ライフラインに関わる事前の備え

ア 電話

災害の発生による被災地へ向けて安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族との連絡要領や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

イ 電力

- (ア) 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認
- (イ) 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- (ウ) 冬期間の災害に備えたストーブ等の確保

ウ ガス

- (ア) 風水害発生時に取りるべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策の実施
- (イ) ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の風水害対策
- (ウ) ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- (エ) 積雪時の風水害発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

エ 上水道

- (ア) 最低3日、推奨1週間に必要な飲料水(1日1人3ℓを目安)の備蓄
- (イ) 積雪時の災害発生に備えた、水道メーター周辺の除雪

オ 下水道

下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下した際、下水道管理者から下水道使用の自粛を求められることを認識

2 積雪期における心構え

- ア 屋根に積もった雪の早期除雪
- イ 玄関等の出入り口の確保
- ウ 暖房器具、灯油の安全確認
- エ 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない

第3節 職員配備体制の整備

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、市は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第4節「職員配備体制の整備」を準用する。

第4節 相互応援体制整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第5節「相互応援体制整備計画」を準用する。

第5節 消防体制整備計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防機関による消防活動体制を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第6節「消防体制整備計画」を準用する。

第6節 防災知識の普及計画

市及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時の適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図るものとする。

- (1) 災害に関する基礎知識、長井市地域防災計画、災害発生に備えた体制及び災害発生初期の対応業務について示した職員初動マニュアルを周知徹底し災害発生時に備える。
- (2) 国や県が実施する研修会に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加するものとする。

3 住民に対する防災意識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して、住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

- (ア) 長井市地域防災計画の概要
- (イ) 災害に関する一般的知識及び気象予警報の種類と内容

- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 住宅の安全点検
- (カ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (キ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
ペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って
おき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定
量を確保しておく備蓄方法。

- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ケ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (コ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (サ) ペットとの同行避難や避難所等での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子
にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (シ) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ス) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (セ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害予想区域図の周知

市は、作成した「長井市防災マップ（想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図、災害発生時の行動等を記載）」を住民等に配布・周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、「長井市防災マップ」等の配布又は活用した研修等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に
とるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災体験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正
常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な
行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適

切な避難場所、避難経路

- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影等）
- (シ) 指定緊急避難場所への移動が危険な場合、近隣の緊急的な待避場所や屋内での安全確保措置等を行うこと。

(2) 啓発方法

市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、住民を対象とした防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

あわせて、地域におけるコミュニティセンター、自主防災組織、地区、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。この際、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の意義の周知と作成の支援の推進に努める。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

- (ア) 長井市地域防災計画の概要
- (イ) 事業者等の安全点検
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
ーパー等の備蓄（ローリングストックの活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 水害保険・共済等の事業等の再建に向けた事前の備え
- (カ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築

イ 災害予想区域図の周知

市は、作成した「長井市防災マップ（想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図、災害発生時の行動等を記載）」を事業所等に配布・周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、「長井市防災マップ」等の配布又は活用した研修等に際しては、位置する地域の災害リスクや建物の構造条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、事業所等として安全な避難先を確保すること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災体験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実行性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、事業所等に対する防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

この際、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、要配慮者及び介護者向けのパンフレットやチラシ等の発行により防災知識の普及に努めるとともに、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援について、パンフレット、広報紙等により普及活動を行うものとする。

6 学校教育における防災教育

市は、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

8 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、県が管理する全ての河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するほか、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて市へ水位の情報を提供するよう努める。

市は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第7節 地域防災力強化計画

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民、企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（自主・共助）が極めて重要である。市は、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備など、地域防災力の強化に努める。

1 自主防災組織の育成・強化

（1）育成の主体

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、地区等に対する防災講演・研修会及び指導、助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災活動の活性化と災害活動能力の向上を促し、地域防災力の強化に努める。また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市は、各地区において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

この際、災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 洪水や土砂災害及び雪崩発生の危険性が高い地域
- オ 消防水利、道路事情等により、消防活動等の困難な地域
- カ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- キ 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

（2）、（3）、（4）、（5）は第2編震災対策編第1章第8節「地域防災力の強化計画」を準用

2 企業（事業所）等における防災の促進

（1）、（3）、（4）、（5）は第2編震災対策編第1章第8節「地域防災力の強化計画」を準用

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第8節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。市では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第9節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

第9節 防災訓練計画

防災活動に対する意識の高揚と、技術の習得を推進し、災害発生時の初動体制や応急対策等を的確かつ円滑に実施するために、県、防災関係機関、地域住民等との連携を図りながら、図上又は現地において総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第10節「防災訓練計画」を準用する。

(ただし、「3 学校の防災訓練」は以下のとおり)

3 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

市及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

次の点に留意して年1回以上防災訓練を実施するものとする。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努める。

第10節 避難体制整備計画

大規模な災害が発生した場合において、地域住民が安全かつ計画的に避難できるよう、市は平常時から、避難場所の安全確保及び誘導方法等について必要な体制の整備を行うとともに、避難所としての機能の整備、充実に努める。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第11節「避難体制整備計画」を準用する。

ただし、「10 避難誘導體制の整備」は以下のとおり。

10 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等が発令された場合には住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、水防団と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

第11節 救助・救急体制整備計画

大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、自主防災組織、消防機関、防災関係機関、市がそれぞれ連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第12節「救助・救急体制整備計画」を準用する。

第12節 火災予防計画

災害による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、市や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第13節「火災予防計画」を準用する。

第13節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件の下で、応急的に適切な医療を提供するため、市及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第14節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第14節 都市の防災化計画

市街地開発や道路橋梁整備、公園・緑地整備を通して、災害が発生した場合に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、都市の防災化を計画的に進める。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第15節「都市の防災化計画」を準用する。

第15節 防災用通信施設整備計画

災害時における住民への情報伝達、各防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ的確に行うための手段等を確保するため、通信施設及び体制を整備する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第16節「防災用通信施設整備計画」を準用する。

第16節 土砂災害等予防計画

災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第17節「土砂災害等予防計画」を準用する。

第17節 建築物災害予防計画

災害による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物並びに一般建築物等の不燃性の強化を促進するとともに、災害時の住宅被害を想定した迅速な復旧のための事前体制の構築を図る。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進するものとする。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる建築物安全確保と施設の改善指導を行う。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

「防火基準適合表示制度」による表示マークの交付に際し、消防本部と連携して、建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部が設置される施設(長井市庁舎等)
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設(保健センター、医療施設等)
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設(消防本部等)
- (エ) 避難施設(小中学校、コミュニティセンター等)
- (オ) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

イ 防災対策の実施

アに掲げる建物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努め、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努めるものとする。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保等

(代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等）

- c 飲料水の基本水量の確保等

(食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備)

- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上及び通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努めるものとする。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

ホテル、旅館、スーパーマーケットなど、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努めるものとする。

(3) 一般建築物の災害予防対策

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される侵水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

エ ブロック塀、石塀等の倒壊防止

市は県と連携して、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発を行う。

第18節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、迅速かつ効率的な輸送体制を整備する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第19節「輸送体制整備計画」を準用する。

第19節 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質(以下「危険物等」という。)による被害の発生又は拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、保安教育や防災思想の啓発を行う。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第20節「危険物等施設災害予防計画」を準用する。

第20節 農地・農業用施設災害予防計画

災害の発生による農地・農業用施設の被害を防止し、その被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように災害予防対策を行う。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第21節「農地・農業用施設災害予防計画」を準用する。

第21節 ライフライン施設災害予防計画

上下水道、電力、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活や経済活動、災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、これらの施設が災害により被害を受けた際の影響は極めて大きい。このため、施設等の安全性を図るとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第22節「ライフライン施設災害予防計画」を準用する。

第22節 食料・生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達の整備を図る。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第23節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第23節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全の確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防対策を実施する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第24節「文教施設における災害予防計画」を準用する。

第24節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時において、情報の受理や自力避難等が困難な状況に置かれる要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等）を、近隣住民をはじめとした地域社会が相互に連携して支援する体制を整備する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第25節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

